**Ⅳ．(参考) 水利組合規約，管理規程**

**○○水利組合規約　（　参　考　例　）**

# 第一章 総 則

## （名　称）

1. 本組合は、○○水利組合（以下，組合という）と称する。

## （目　的）

1. この組合の目的は，営農に必要な水資源の確保と用水の公平な配分を行う事とする。

２ 組合が管理するため池等の災害を防ぐ事とする。

## （事務所）

1. この組合の事務所は，組合長理事の自宅に置く。

## （地 区）

1. この組合の地区は，組合の管理するため池を水源として取水し得る区域内で組合が定めた範囲とする。

## （事 業）

1. この組合は，第２条の目的達成のために次の事業を行う。
2. 水資源確保のため，毎年，ため池の草刈や定期点検を実施し，保全管理を行う。
3. 農作物に渇水等の被害を及ぼさないよう善良なる，ため池の取水管理を行う。
4. 公平なる用水の配分を行うと共に，用水路の漏水防止対策に努める。

２ ため池による災害防止のために，大雨洪水警報が発令された場合は見回り管理に努め，下流に影響を及ぼさないよう洪水調整等を行う。

３ 危機管理体制については，別に定める管理規程により管理する。

# 第二章 組合員

## （組合員）

1. この組合の組合員は，第４条に定める区域内に水田を所有する者及び水田を耕作する農業者であること。

２ 組合員は１戸１名とする。

## （加 入）

1. この組合に新規加入をする場合は，理事会の承認を得て別に定める加入金を納めなければならない。

## （脱 退）

1. この組合から脱退するときは，水田が転用及び売買等により消滅した場合もしくは耕作しなくなった場合で，理事会の承認を得なければならない。

## （組合賦課金）

1. 組合員は組合賦課金を水田所有者，もしくは耕作者が納めなければならない。金額，方法，納入納期については総代会の承認を得なければならない。

# 第三章 役 員

## （役　員）

1. この組合には次の役員を置く。
   1. 組合長理事 １名
   2. 副組合長理事 １名
   3. 庶務会計理事 １名
   4. 理事 ６名
   5. 監事 ２名

## （役員の任務）

1. この組合の役員の任務は次のとおりとする。
   1. 組合長理事は，この組合を代表しその業務を統括する。
   2. 副組合長理事は，組合長を補佐し事故あるときはその職務を代行する。
   3. 庶務会計理事は，組合の庶務並びに会計業務を行う。
   4. 理事は，この組合の目的達成と業務の運営にあたる。
   5. 監事は，組合の事業並びに会計業務の執行状況を監査する。

## （役員の選任）

1. 理事は各行政区より組合員の中から１名づつ選出し，総代会の承認を得て理事となる。理事の互選により組合長，副組合長，庶務会計を決める。

２ 理事は組合員の中から選出し，総代会の承認を得る。

３ 役員の任期は３年とし，再任は妨げない。

４ 欠員により，選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

## （理事会）

1. 理事会は組合長理事が必要に応じて，開催する事ができる。

２ 理事会の開催には組合長理事は開催５日前までに開催日時，開催場所，会議の目的を文書にて通知する事とする。ただし緊急の場合は電話等で開催３日前までには通知する事とする。

３ 理事会の決議事項

1. 決算及び事業計画に関する事項
2. 組合の運営，業務の執行に関する事項
3. 総代会の開催に関する事項

４ 理事会並びに総代会における議長は，組合長理事がこれにあたる。

# 第四章 総 会

## （総 代）

1. 総代は各行政区より，組合員の代表として１名選出する。
2. 総代の定数は９名とし任期は３年とする。ただし再任は妨げない。
3. 欠員により，選出した総代の任期は前任者の残任期間とする。

## （総代会）

1. 組合は毎事業年度終了後１ヶ月以内に総代会を開催しなければならない。

２ 総代会の開催には組合長は５日前までに会議の目的，開催日時，開催場所を文書にて通知する事とする。

３ 総代会の決議事項

1. 毎事業年度の事業並びに決算書の承認
2. 次年度の事業並びに予算案の承認
3. 組合賦課金の徴収に関する事項
4. 役員の選任に関する事項
5. 役員報酬に関する事項
6. 規約の改正に関する事項

４ 総代の決議事項は出席総代の過半数を以て議決承認する。

５ ⑥の規約の改正は総代の３分の２以上の出席を必要とする。

# 第五章 管 理

## （維持管理）

1. ため池の堤体，頭首工，水門ゲート，水路等施設の管理を日常より行い，下流への被害防止と施設の損傷防止に努める。

２ 施設の維持管理のために管理者を置き，適切な管理に努める。

３ ため池の水管理者は適切なる水の配分に考慮して管理に努める。

## （渇水対策）

1. 春作業前までに「□□池」が満水状態に達しない場合は「△△川揚水場」よりポンプ揚水を行い対処する。

２ 渇水時における干害の被害が予想される場合は，上流の水源地にある「××池」との分水方法を××池水利組合と協議して契約書に基づき適正な取水を行う。

３ 干害被害防止のために，△△川にある３ヶ所の頭首工水門ゲートを操作して適正な配水対策を行うものとする。

４ 第３段階として各水系をまとめて時間給水を行う。この場合は担当者を置き，適切なる管理の下にこれを行う。

５ 中央排水路下流に「揚水場」を設置して，排水をポンプ揚水によって再利用を行う。

## （洪水対策）

1. 大雨洪水対策は，警報が発令された場合に管理者は常時見回りを行い，日常より水位の変化に注意して，変化が認められると直ちに組合長に報告し，水位の調整等を行う。

２ △△川頭首工の水門ゲート等は適切に管理し下流に被害を及ぼさない処置をとる。

３ 緊急危機管理体制については，別に定める管理規程により対処する。

# 第六章 会 計

## （経 費）

1. この組合の経費は組合賦課金，助成金，交付金，寄付金を以てあてる。

## （費 用）

1. この組合の費用は役員報酬，総代手当，施設管理者，ため池水管理他事務費用等組合の運営費用及び事業分担金等で予算の範囲内とする。

## （事業年度）

1. この組合の事業年度は毎年１月１日に始まり，１２月３１日に終わる。

# 第七章 雑 則

## （帳簿書類）

1. この組合には，規約，規程，組合員名簿，組合員土地台帳，会計帳簿等その他必要に応じて，理事会並びに総代会の議事録を作成し保存しなければならない。

## （組合員総会）

1. 組合は，渇水及び災害等の緊急を要する事態が生じた場合は組合員総会を理事会の議を経て開催する事ができる。

## （附　則）

この規約は，令和○○年○月○日より施行する。